

保護者各位

白山市健康福祉部こども子育て課

## 新型コロナウイルス感染防止に関する保育所等の対応について

日頃は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
県内において新型コロナウイルス感染者が蔓延しており先般、県緊急事態宣言がなされたところです。  
感染症対策にかかる保育所等の対応については、下記のとおりとします。なお、今後は状況の変化により取扱いが変わる可能性がありますのでご了承願います。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための家庭保育のお願い

感染症防止のため、在宅勤務や仕事を休んで家にいるなどご家庭で保育が可能な方におかれましては、登園の自粛にご協力をお願いします。

#### 2. 保育所等の休園について

今後、児童や職員に感染が確認された場合、当該保育所等の臨時休園を行う場合があります。

#### 3. 利用者負担額（保育料）の徴収について（3歳未満児）

保護者の方が、家庭保育可能なこと等により登園を自粛した場合、下記の期間内において欠席した日数に応じて日割り計算を行います。

#### 4. 減免期間について

令和2年4月1日から5月31日まで

#### 5. 減免申請方法

減免申請書を利用施設で取得・提出してください。

#### 6. 登園の際の健康管理について

- ・登園にあたっては、発熱（37.5度以上）等の症状がある場合、登園を控え家庭で様子を見てください。
- ・登園する場合も引き続き、子どもの健康状態にご留意ください。

#### 【お問合せ先】

白山市健康福祉部こども子育て課  
TEL (076) 274-9527